



## 関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）改訂（最終案）について

平成31年1月24日  
広域防災局

関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）は、平成24年3月に策定し、国が新たに策定した原子力災害対策指針を受け、平成25年6月に改訂を行った。

その後の原子力災害対策指針の改正、「高浜・大飯地域の緊急時対応」（関係自治体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの）の策定（H29.10.25）等を踏まえ、プランの改訂を行う。

### 1 プラン変更案の作成経緯

時 期	実施内容
7月9日(月)	原子力災害対策専門部会（中間案の協議）
9月22日(土)	広域連合委員会（中間案の協議）
10月20日(土)	広域連合議会 防災・医療常任委員会（中間案の協議）
10月23日(火)～11月12日(月)	中間案パブリックコメントの実施 （意見提出者：21名・1団体） （意見件数：64件）
12月12日(水)	関西広域防災計画策定委員会（最終案の協議）

### 2 プラン改訂（最終案）

改訂の基本的な考え方や主な改訂内容は別紙1のとおり

### 3 プランの主な変更箇所

別紙2の新旧対照表のとおり

### 4 今後のスケジュール

- 1月24日(木) 広域連合委員会（最終案の協議）
- 2月16日(土) 広域連合議会 全員協議会（最終案の報告）
- 3月2日(土) 広域連合議会（変更議案の上程、議決）

【参考】プラン改訂（中間案）からの主な変更点

本文P	主な意見	変更内容
P2	<p>プランの実効性確保のため、構成団体、市町村の計画等に、適切に反映されるようにすべき</p> <p>【12/12 計画策定委員会】</p>	<p>《4 計画の性格》</p> <p>「構成府県及び構成市は、本計画と地域防災計画との整合性に十分留意し、本計画の実効性を確保するとともに、構成府県は管内市町村に対して、本計画に基づき、原子力災害への対応体制が整備されるよう働きかける。」を追記</p>
P17	<p>避難行動要支援者への対応を明記すべき</p> <p>【10/20 防災医療常任委員会】 【10/23～11/12パブコメ】</p>	<p>《6 イ 避難行動要支援者の避難》</p> <p>「所在県及び関係周辺府県は、管内市町村に対して、避難支援についての全体的な考え方を整理した全体計画及び一人ひとりの個別計画を策定するよう働きかける。」を追記</p>
P27	<p>広域連合の役割は、構成団体等への「情報の中継機能」であることを明記すべき</p> <p>【12/12 計画策定委員会】</p>	<p>《9 住民等への的確な情報伝達体制の整備》</p> <p>「広域連合は、情報中継機能としての役割を果たすべく、国、所在県等から収集した情報を、迅速かつ的確に構成団体及び連携県等へ伝達するよう努める。」を追記</p>
P28	<p>自然災害と同様、原子力災害でも、自助・共助の取組を推進すべき</p> <p>【12/12 計画策定委員会】</p>	<p>《10 自助・共助の取組の推進》</p> <p>「広域連合及び構成団体は、自然災害と同様、平時から避難に備えた食料等の備蓄、避難訓練への参加など、住民の自助・共助の取組を推進する。」を追記</p>

※下線部は、9月の広域連合委員会（中間案）以降の各府県市、防災医療常任委員会、パブリックコメント、関西広域防災計画策定委員会での意見反映箇所を示す。

1. 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、福井エリアに立地する原子力施設において、国や原子力事業者が万全を期してあらゆる安全対策に取り組んでもなお、事故災害が発生する場合に備えて、住民等の安全を守るため、広域連合及び構成団体が、連携県と連携して行う広域的な対応策をとりまとめたもの（H24.3策定、H25.6改訂）

(2) 広域連合の役割

- ① 情報の収集と共有 → 原子力施設の状態など、災害の状況等を収集し、構成団体等と情報共有
- ② 広域避難に関する調整 → 府県域を越える広域避難が円滑に実施できるよう調整・支援を実施
- ③ 関西圏域の安全・安心を確保するための情報発信 → 住民等への的確・迅速な情報発信を実施

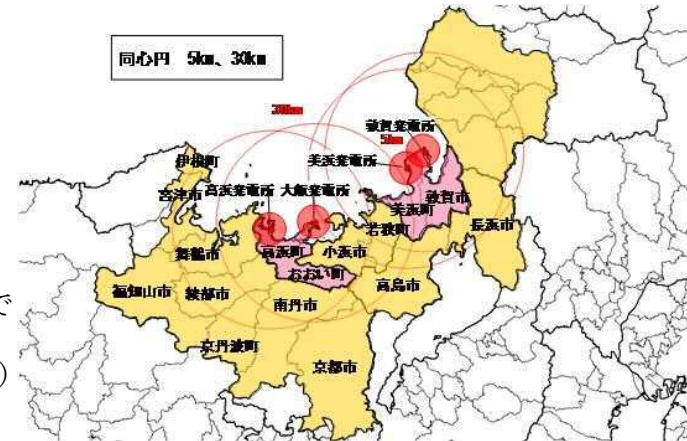
2. 改訂の基本的な考え方

今回の改訂は、①原子力災害対策指針の改正、②「高浜・大飯地域の緊急時対応」の策定（H29.10.25）、③これまでの広域連合の広域防災にかかる取組の成果、④関西広域防災計画策定委員会等での意見を反映させ、万が一の原子力災害への対応体制の強化を図るために実施する。  
 なお、8月25日、26日に実施した原子力総合防災訓練（広域避難訓練）における課題については、今後の国の検証等を踏まえ、対応を検討する。

3. 主な改訂内容

※項目のPOは、本文のページを示す

(1) 原子力災害対策指針の改正に伴う反映



① UPZ外(30km圏外)における防護措置について

ア 屋内退避（Ⅰ-6 P6）

【放射性物質の放出前】

全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて、国、構成府県等が屋内退避の可能性の注意喚起を実施

【放射性物質の放出後】

- ・ 緊急時モニタリング結果等を踏まえ、国の指示で屋内退避を実施
- ・ OILの基準(避難等の防護措置実施の判断基準)を超えた場合、避難等の更なる防護措置を実施

イ 安定ヨウ素剤（Ⅱ-5 P14、Ⅲ-2-(2) P40）

UPZ外は、屋内退避によってプルーム通過時の影響を低減可能であり、安定ヨウ素剤の備蓄は不要とされているが、万が一の場合に備え、広域連合と原子力事業者との覚書等により安定ヨウ素剤を確保  
 ※UPZ外の市町村が独自に予防服用体制の構築を図ることを妨げるものではない。

② UPZ外における緊急時モニタリング体制の整備（Ⅱ-3-(2)-⑤ P14）

国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカー等の機動的な手法を活用して実施。また、構成府県等が設置している環境放射線モニタリング設備も活用

(2) 「高浜・大飯地域の緊急時対応」策定に伴う反映

国、3府県、広域連合が合同で実施した原子力防災訓練（H28.8）での課題を踏まえ、各緊急時対応を策定

① 広域避難の基本的な形態、避難手段、避難経路（Ⅱ-6-(1)-② P16、(2)-③ P23、(2)-④ P24）

- ・ 一般住民、避難行動要支援者（入院患者・施設入所者、児童等）、一時滞在者の区分ごとに避難等の流れを整理
- ・ 半島、中山間地などで、自然災害等により住民が孤立した場合は、ヘリや船舶を活用した避難等を実施
- ・ 主な避難経路が自然災害等により使用できない場合を想定し、代替経路を設定

② 実動組織による広域支援体制（Ⅲ-2-(1)-③ P40）

地域レベルで対応が困難な場合、国は、全国規模の実動組織（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）による支援を実施

③ 複合災害時における屋内退避の基本的な考え方の整理（Ⅲ-2-(1)-①-ウ P38）

屋内退避中、地震等の自然災害が発生し、屋内退避の継続が困難な場合には、人命最優先の観点から、別の避難所への避難を速やかに実施

④ 観光客等一時滞在者の避難行動等の具体化（Ⅱ-6-(1)-②-ウ P19）

所在県及び関係周辺府県は、管内の関係市町と連携し、PAZ内(5Km圏内)及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、防災行政無線、緊急速報メールサービス等により区域外への移動等の呼びかけを行う。移動等に時間を要する一時滞在者は、宿泊施設等に移動し、事態の進展に伴い避難等を実施

⑤ 自然災害等により半島等が孤立した場合の対応（Ⅱ-6-(2)-③-ア P23）

ヘリや船舶による空路や海路での避難態勢が整うまでは、屋内退避施設で屋内退避し、避難態勢が十分に整った段階で避難等を実施

⑥ 特別警報等発令時の対応（Ⅲ-2-(1)-①-エ P38）

天候が回復するなど安全が確保されるまでは屋内退避を優先し、安全が確保できた場合には避難等を実施

⑦ 渋滞対策（Ⅱ-6-(2)-④-ア P24）

所在県及び関係周辺府県等は、避難車両の誘導や主要交差点での交通整理等の体制を整備

(3) これまでの広域連合の取組の反映等

① 緊急物資円滑供給システムの活用（Ⅲ-2-(1)-②-ウ P39）

所在県及び関係周辺府県から物資供給の要請があった場合は、物流事業者、流通事業者、メーカー事業者等と連携し、物資が迅速に避難者へ届くよう「緊急物資円滑供給システム」を活用

② 災害対策(支援)調整会議の設置（Ⅲ-1-(3)-①-イ P36）

構成団体間の情報共有を図るため、各構成団体参与(危機管理監)等からなる調整会議を設置し、TV会議システム等を活用して、必要に応じ開催

③ 関係団体との連携

ア 関係団体との協定締結（Ⅱ-2-(4)-④ P12）

原子力災害時における緊急輸送、避難退域時検査、民間賃貸住宅の提供等に関する広域的な応援体制の構築に向け、関係団体との連携協力体制の強化  
 ➤ 各府県バス協会、各府県放射線技師会等、各府県宅建協会等と協定を締結（H27年度）

イ 原子力事業者との覚書締結（Ⅱ-5 P14）

安定ヨウ素剤を備蓄する府県市町村において、保管場所が被災等により使用不能となった場合などに備え、原子力事業者と安定ヨウ素剤の貸与に関する覚書を締結（H28年度）

④ 外国人観光客等への災害情報等の伝達（Ⅱ-9-(4) P27）

構成団体は、災害時に外国人観光客などへ災害情報を多言語で伝達するため、協定の締結、協議会の設置、連絡網整備など関係機関との協力体制の構築を推進

(4) 関西広域防災計画策定委員会等での意見の反映

① 自助・共助の取組の推進（Ⅱ-10 P28）

広域連合及び構成団体は、自然災害と同様、平時から避難に備えた食料等の備蓄、避難訓練への参加など、住民の自助・共助の取組を推進することを追記

② 広域連合の役割の明確化（Ⅰ-4-(2) P3）

広域連合は、構成団体、連携県と連携し、府県を越える広域避難、普及啓発など、広域的な対応がより効果的な取組を実施することを明記

③ 避難元住民への普及啓発（Ⅱ-10 P28）

避難元住民への普及啓発項目として、UPZ内住民は避難退域時検査場所を必ず通過することを追記

④ 避難行動要支援者への避難支援（Ⅱ-6-(1)-②-イ P17）

所在県及び関係周辺府県は、管内市町村に対して、避難支援についての全体的な考え方を整理した全体計画及び一人ひとりの個別計画を策定するよう働きかけることを追記

本文 P	現 行	最終案 ※下線付き部分が今回修正箇所
I 総論	I 総論	I 総論
4 計画の性格	4 計画の性格	4 計画の性格
2 (1) 広域連合の原子力災害対策の基本となる計画	2 (1) 広域連合の原子力災害対策の基本となる計画	2 (1) 広域連合の原子力災害対策の基本となる計画
<p>本計画は、広域連合の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び原災法第6条の2に基づき定められる原子力災害対策指針（以下「指針」という。）を踏まえるとともに、所在県、関係周辺府県の地域防災計画、原子力事業者の防災業務計画と整合するよう緊密に連携を図りつつ策定する。</p> <p>なお、広域連合及び構成団体は、連携県と連携し、本計画に基づき想定される様々な事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。</p>	<p>本計画は、広域連合の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び原災法第6条の2に基づき定められる原子力災害対策指針（以下「指針」という。）を踏まえるとともに、所在県、関係周辺府県の地域防災計画、原子力事業者の防災業務計画と整合するよう緊密に連携を図りつつ策定する。</p> <p><u>構成府県及び構成市は、本計画と地域防災計画との整合性に十分留意し、本計画の実効性を確保するとともに、構成府県は管内市町村に対して、本計画に基づき、原子力災害への対応体制が整備されるよう働きかける。</u></p> <p>なお、広域連合及び構成団体は、連携県と連携し、本計画に基づき想定される様々な事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。</p>	<p>本計画は、広域連合の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び原災法第6条の2に基づき定められる原子力災害対策指針（以下「指針」という。）を踏まえるとともに、所在県、関係周辺府県の地域防災計画、原子力事業者の防災業務計画と整合するよう緊密に連携を図りつつ策定する。</p> <p><u>構成府県及び構成市は、本計画と地域防災計画との整合性に十分留意し、本計画の実効性を確保するとともに、構成府県は管内市町村に対して、本計画に基づき、原子力災害への対応体制が整備されるよう働きかける。</u></p> <p>なお、広域連合及び構成団体は、連携県と連携し、本計画に基づき想定される様々な事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。</p>
3 (2) 原子力災害対策における広域連合の役割	3 (2) 原子力災害対策における広域連合の役割	3 (2) 原子力災害対策における広域連合の役割
<p>広域連合は、構成団体、連携県と連携し、災害時には、①情報の収集と共有、②所在県、関係周辺府県等が実施する防護措置、特に広域避難に関する調整、さらには、③関西圏域の安全・安心を確保するための情報発信の役割を主に担う。また、平常時にはこれらの役割に即して、事前の備えに取り組む。</p>	<p>広域連合は、構成団体、連携県と連携し、<u>府県を越える広域避難、普及啓発など、広域的に対応する方が、より効果的な取組を行う。</u></p> <p>災害時には、①情報の収集と共有、②所在県、関係周辺府県等が実施する防護措置、特に広域避難に関する調整、さらには、③関西圏域の安全・安心を確保するための情報発信の役割を主に担う。</p> <p>また、平時にはこれらの役割に即して、事前の備えに取り組む。</p> <p><u>(平時の取組例) 広域避難に関するパンフレット等による普及啓発</u></p>	<p>広域連合は、構成団体、連携県と連携し、<u>府県を越える広域避難、普及啓発など、広域的に対応する方が、より効果的な取組を行う。</u></p> <p>災害時には、①情報の収集と共有、②所在県、関係周辺府県等が実施する防護措置、特に広域避難に関する調整、さらには、③関西圏域の安全・安心を確保するための情報発信の役割を主に担う。</p> <p>また、平時にはこれらの役割に即して、事前の備えに取り組む。</p> <p><u>(平時の取組例) 広域避難に関するパンフレット等による普及啓発</u></p>
<p>&lt;災害時の広域連合の主な役割&gt;</p>	<p>&lt;災害時の広域連合の主な役割&gt;</p>	<p>&lt;災害時の広域連合の主な役割&gt;</p>
① 情報の収集と共有	① 情報の収集と共有	① 情報の収集と共有
<p>広域連合は、国、所在県、関係周辺府県、原子力事業者等と連携し、原子力施設の状態や放射性物質の拡散状況等の災害の状況とこれに対する関係機関の対応に関する情報収集を迅速に行い、構成団体・連携県と共有する。</p>	<p>広域連合は、国、所在県、関係周辺府県、原子力事業者等と連携し、原子力施設の状態や放射性物質の拡散状況等の災害の状況とこれに対する関係機関の対応に関する情報収集を迅速に行い、構成団体・連携県と共有する。</p> <p><u>(取組例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オフサイトセンターに職員を派遣し、情報収集</li> <li>・収集した情報のホームページ等を活用した住民への情報の発信等</li> </ul>	<p>広域連合は、国、所在県、関係周辺府県、原子力事業者等と連携し、原子力施設の状態や放射性物質の拡散状況等の災害の状況とこれに対する関係機関の対応に関する情報収集を迅速に行い、構成団体・連携県と共有する。</p> <p><u>(取組例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オフサイトセンターに職員を派遣し、情報収集</li> <li>・収集した情報のホームページ等を活用した住民への情報の発信等</li> </ul>
② 広域避難に関する調整	② 広域避難に関する調整	② 広域避難に関する調整
<p>広域連合は、府県域を越える広域的な避難が円滑に実施されるよう、構成団体・連携県と連携し、国、関係機関・団体の協力を得て、避難先や移動手段の確保等の調整を行うほか、避難に当たって必要となる支援に関する調整を行うなど、原子力災害の直接的な影響を受ける地域の災害対応を支援する。</p>	<p>広域連合は、<u>府県域を越える広域的な避難が円滑に実施されるよう</u>、構成団体・連携県と連携し、国、関係機関・団体の協力を得て、避難先や移動手段の確保等の調整を行うほか、避難に当たって必要となる支援に関する調整を行うなど、原子力災害の直接的な影響を受ける地域の災害対応を支援する。</p> <p><u>(取組例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難において、事前に定めた避難先での受入れができない場合等の総合調整</li> <li>・広域避難における緊急輸送に係る総合調整</li> </ul>	<p>広域連合は、<u>府県域を越える広域的な避難が円滑に実施されるよう</u>、構成団体・連携県と連携し、国、関係機関・団体の協力を得て、避難先や移動手段の確保等の調整を行うほか、避難に当たって必要となる支援に関する調整を行うなど、原子力災害の直接的な影響を受ける地域の災害対応を支援する。</p> <p><u>(取組例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難において、事前に定めた避難先での受入れができない場合等の総合調整</li> <li>・広域避難における緊急輸送に係る総合調整</li> </ul>
③ 関西圏域の安全・安心を確保するための情報発信	③ 関西圏域の安全・安心を確保するための情報発信	③ 関西圏域の安全・安心を確保するための情報発信
<p>原子力災害の特殊性に鑑み、関西圏域の住民等の安全・安心を確保するた</p>	<p>原子力災害の特殊性に鑑み、関西圏域の住民等の安全・安心を確保するた</p>	<p>原子力災害の特殊性に鑑み、関西圏域の住民等の安全・安心を確保するた</p>

め、大気、水質、農林水産物等の放射性物質濃度の測定結果等の客観的な情報に基づき、わかりやすく迅速・的確な情報発信を行い、住民等の不安解消に努める。

また、地域の安全性に関する情報を関西圏域内外に広く発信することにより、農林水産業、製造業、観光業等における風評被害の軽減を図る。

《付属資料 3 : 原子力災害対策の留意点》

め、大気、水質、農林水産物等の放射性物質濃度の測定結果等の客観的な情報に基づき、わかりやすく迅速・的確な情報発信を行い、住民等の不安解消に努める。

また、地域の安全性に関する情報を関西圏域内外に広く発信することにより、農林水産業、製造業、観光業等における風評被害の軽減を図る。

(取組例)

- ・ 広域避難先への情報提供を中心とした情報の発信等

《付属資料 3 : 原子力災害対策の留意点》

6

**6 緊急事態の防護措置について**

(参考) 各区域における防護措置の概要

原子力災害対策重点区域等における放射性物質放出前後の防護措置について、基本的な考え方については、次のとおり。

区 域	放射性物質の放出前	放射性物質の放出後
P A Z <small>(概ね 5km 圏)</small>	<u>全面緊急事態に至った時点で、原則として避難を即時に実施</u>	二
U P Z <small>(概ね 30km 圏)</small>	<u>全面緊急事態に至った時点で、原則として屋内退避を実施</u> <u>※施設の状況に応じて段階的に避難を行う場合がある</u>	<u>緊急時モニタリング結果を踏まえて、O I L の初期設定値を超える場合には、避難等の更なる防護措置を実施</u>
U P Z 外 <small>(30km 圏外)</small>	<u>全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて、国、構成府県等が、屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を実施</u>	<u>施設側の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえ、国、構成府県等の指示により屋内退避を実施し、ブルーム通過後において航空機モニタリング等から得られた測定値が、O I L の初期設定値を超える場合には、避難等の更なる防護措置を実施</u>

※ P A Z 内の避難行動要支援者等は、一段階早い段階から避難を実施

**7 計画の基礎となる原子力災害の想定**

○複合災害への対応について

地震・津波等の自然災害と同時又は連続して原子力災害が発生する複合災害への対応については、関西防災・減災プランの各災害対策編等に基づき、総合的に対応できるよう柔軟な体制の整備に努める。

高浜・大飯発電所がともに被災した場合の対応については、「福井エリア地域原子力防災協議会」でとりまとめられた「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」に基づき、所在県及び関係周辺府県は、避難退域時検査場所や府県内外への避難先を確保している。

**6 原子力災害の想定**

※複合災害への対応について

地震・津波等の自然災害と同時又は連続して原子力災害が発生する複合災害への対応については、本プラン地震・津波災害対策編や今後策定する風水害対策編と合わせて総合的に対応できるよう柔軟な体制の整備に努める。

8

本文P	現 行	最終案 ※下線付き部分が今回修正箇所
12	<p>II 災害への備え</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(4) 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>④ 企業・団体等との連携</p> <p>広域に及ぶ原子力災害においては、相当規模で迅速な対応が必要となるため、広域避難（避難手段の確保、避難経路の確保等）、スクリーニング（要員・機材の確保）、物資の調達・輸送等について、国の協力を得ながら、各分野に専門性を持つ企業や団体等との協力体制を整備する。</p>	<p>なお、同協議会において、平成 30 年度原子力総合防災訓練の検証等に基づき更なる検討が進められており、その検討結果を踏まえ、必要に応じ、本計画の見直しを行う。</p> <p>II 災害への備え</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>(4) 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>④ 企業・団体等との連携</p> <p>広域連合は、広域に被害が及ぶ原子力災害時において、迅速かつ的確な対応が必要となるため、緊急輸送、避難退却時検査（住民等、車両、携行物品等の放射線量の測定）及び簡易除染、被災者への民間賃貸住宅の提供に関する協定を締結するなど、各分野に専門性をもつ企業や団体等との協力体制を強化する。</p> <p>《付属資料 7：大規模広域災害に係る広域避難関係協定等一覧》</p>
13	<p>3 モニタリング情報の共有・発信体制の整備</p> <p>(1) モニタリング体制の整備</p> <p>構成府県は、周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を評価する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを実施する。また、関係周辺府県は、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の育成・確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制の整備に努める。</p> <p>広域連合は、モニタリング情報を住民等に発信するため、国が収集・分析するモニタリング情報を把握し、住民等にわかりやすく発信する体制の構築に努める。</p> <p>なお、所在県、関係周辺府県及び広域連合が防護措置の実施に当たって活用できるよう、国が一元的に収集・分析するモニタリング情報を簡易に閲覧できる仕組みを整備するよう、構成団体・連携県と連携し、広域連合として、国に働きかけていく。</p>	<p>3 モニタリング体制の整備</p> <p>(1) 平常時モニタリングの体制整備</p> <p>所在県及び関係周辺府県は、国や原子力事業者と協力し、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響を評価する観点から、平常時の環境放射線モニタリング実施体制の構築を図る。</p>
14	<p>(2) 広域的なモニタリング体制充実の働きかけ</p> <p>① 常設の観測網の充実</p> <p>指針において、O I Lによる防護措置は、福島第一原発事故の教訓を踏まえ、従来の S P E E D I を活用した予測線量ではなく、モニタリングによる実測線量に基づき実施することとされている。O I Lは原子力施設からの距離に関わらず適用されることから、構成団体・連携県と連携し、広域連合として、国に対し、U P Z 外の区域も含めて、常設のモニタリング設備が広域的に適切に配置されているかを確認し、必要な追加配置を行うことを求めるなど、常設の観測網の充実を働きかけていく。</p> <p>② S P E E D I の活用</p> <p>防護措置の実施の判断を迅速・的確に行うためには、モニタリングによる実測情報に加え、S P E E D I 等による予測情報を活用することが有効である。このため、構成団体・連携県と連携し、広域連合として、国に対し、S P E E D I の信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を示すよう働きかけていく。</p> <p>《付属資料 9：関西周辺の環境放射線モニタリング設備の配備状況》</p>	<p>(2) 緊急時モニタリングの体制整備</p> <p>① 目的</p> <p>緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と、O I Lに基づく防護措置の実施の判断及び住民等と環境への放射線影響の評価のために実施し、国が統括する。</p> <p>② 緊急時モニタリングセンター</p> <p>国は、所在県、関係周辺府県及び原子力事業者等と連携した緊急時モニタリングを行うため、原子力施設立地地域のオフサイトセンター内に設置する緊急時モニタリングセンター（EMC<sup>*1</sup>）の体制を整備する。</p> <p>※1 EMC：Emergency Radiological Monitoring Center</p> <p>③ 緊急時モニタリング計画等の策定</p> <p>所在県及び関係周辺府県は、あらかじめ緊急時モニタリング計画を作成し、国は緊急時、事故の状況に応じた具体的な実施項目等を記載した緊急時モニタリング実施計画を策定する。</p> <p>④ 実施体制の整備</p> <p>所在県及び関係周辺府県は、緊急時モニタリングの測定の結果をO I Lに基づく防護措置の実施の判断に活用できるよう、平常時から、緊急時モニタリングの実施体制を整備し、適切な測定能力の維持に努める。なお、広域連合は、国に対して、モニタリングポストの追加設置など、放射線監視のための体制整備の充実を働きかけていく。</p> <p>⑤ U P Z 外の対応</p>

本文 P	現 行	最終案 ※下線付き部分が今回修正箇所
14	<p>4 緊急被ばく医療体制の整備</p> <p>関係周辺府県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入れ体制の整備・維持を行う。</p> <p>広域連合（広域防災局及び広域医療局）及び構成団体は、国、連携県と協力し、必要に応じ、放射線医学総合研究所等の専門機関の指導・助言も受けながら、緊急搬送も含めた広域的な被ばく医療体制の構築について検討を行う。</p> <p>安定ヨウ素剤の配備については、UPZ外においてもブルーム通過時の防護措置として安定ヨウ素剤の配布・服用が必要になることが想定されるため、今後国から示される具体的な方針の内容に合わせて、広域連合でも広域的な対応のあり方等について検討を行う。</p> <p>《付属資料10：関西周辺の被ばく医療機関の指定状況》</p>	<p><u>UPZ外については、必要に応じ、国及び原子力事業者が航空機やモニタリングカーなど、機動的手法を用い緊急時モニタリングを実施する。</u></p> <p><u>また、構成府県等が設置している環境放射線モニタリング設備も活用する。</u></p> <p>《付属資料8：関西周辺の環境放射線モニタリング設備の配備状況》</p> <p>4 原子力災害医療体制の整備</p> <p><u>所在県、関係周辺府県及びその他の構成団体は、必要に応じ、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関の指定や登録を行い、原子力災害医療に必要な基本的な資機材・設備の整備を行うとともに、国と協力し、原子力災害医療体制を整備する。</u></p> <p><u>広域連合（広域医療局及び広域防災局）及び構成団体は、国、連携県と協力し、原子力災害医療における広域連携について検討を行う。</u></p> <p><u>また、災害時に広域避難先において、避難者が医療機関を支障なく受診できるよう平時から国と連携して普及啓発等に努める。</u></p> <p>《付属資料9：関西周辺の原子力災害医療機関の指定・登録状況（福井県含む）》</p> <p>5 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</p> <p><u>所在県及び関係周辺府県は、管内の所在市町及び関係周辺市町、医療機関等と連携し、PAZ内の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制や、UPZ内の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が速やかに安定ヨウ素剤の予防服用を行えるように体制を整備する。</u></p> <p><u>なお、広域連合は、備蓄する府県市町村において保管場所が被災等により使用不能となった場合など、万が一の場合に備えて、原子力事業者との覚書を締結し、安定ヨウ素剤の確保体制を構築するとともに、国が備蓄する安定ヨウ素剤の提供を受ける。</u></p> <p><u>【UPZ外】</u></p> <p><u>指針では、屋内退避によってブルーム通過時の影響を低減できることから、ブルーム通過時の防護措置としての安定ヨウ素剤の服用は求めておらず、そのため、安定ヨウ素剤の備蓄は必要ないとされている。</u></p> <p>○平成27年3月4日付「UPZ外の防護対策について」（原子力規制庁）</p> <p><u>東電福島第一原発事故の際に発生したようなブルームの場合には、ブルーム通過時の防護措置としては、ブルーム中に含まれる放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを低減することが重要となるが、放射性物質の放出に至る事故の様態は必ずしも一定でなく、放出される放射性物質の量や核種組成も事故の様態や放出開始時間などの諸条件によって変化し得る。新規制基準で要求しているフィルター付ベント等の格納容器破損防止対策等が一定程度有効に機能する場合なども考慮すると、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくと比べ放射性希ガス類等による外部被ばくが卓越する場合もあると考えられる。安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、また、服用のタ</u></p>

16

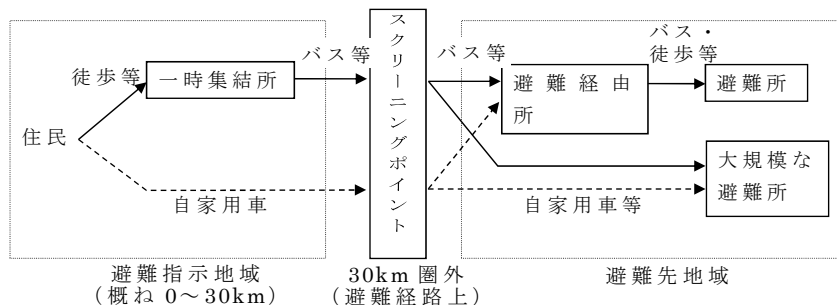
5 広域避難体制の整備

(1) 想定される広域避難

② 避難の形態（基本パターン）

府県域を越える避難は、長距離の移動が避けられないため、移動によるリスクの高い住民を区分し、その特性を踏まえた広域避難計画を策定する必要がある。本プランで想定する住民の区分ごとの広域避難の基本パターンは次のとおりである。

ア 一般住民の避難



イミングによってはその防護効果が大きく異なることが知られている。他方、緊急時においてブルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを正確に予測することはできず、また、ブルームの到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られないおそれがあることから、効果的に実施可能な防護措置であるとは言えない。

6 広域避難体制の整備

(1) 想定される広域避難

② 避難の形態（基本パターン）

府県域を越える広域避難では、長距離の移動が避けられないため、移動によるリスクの高い住民を区分し、その特性を踏まえた広域避難計画を策定する必要がある。本プランで想定する住民等の区分ごとの広域避難の基本的なパターンは次のとおりである。

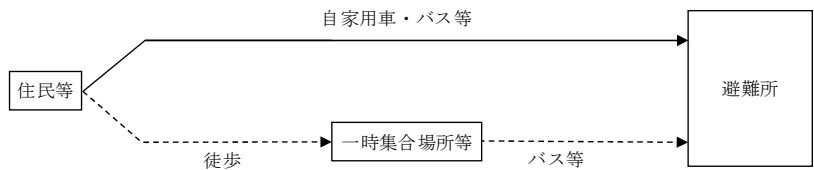
なお、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除き、避難する住民等については、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のため、所在県及び関係周辺府県が避難経路上のUPZ境界周辺に設置する避難退域時検査場所において、避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

所在県及び関係周辺府県等は、避難する住民等に対し、必ず避難退域時検査場所を通過し、避難退域時検査及び簡易除染を受けるよう、あらかじめ住民等への周知を徹底する。

ア 一般住民の避難

PAZ内においては、施設敷地緊急事態で避難の準備を開始し、全面緊急事態で避難を開始する。UPZ内においては、施設敷地緊急事態で屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態で屋内退避を実施する。さらに事態が進展し、避難等が必要となった際には、避難等を実施する。

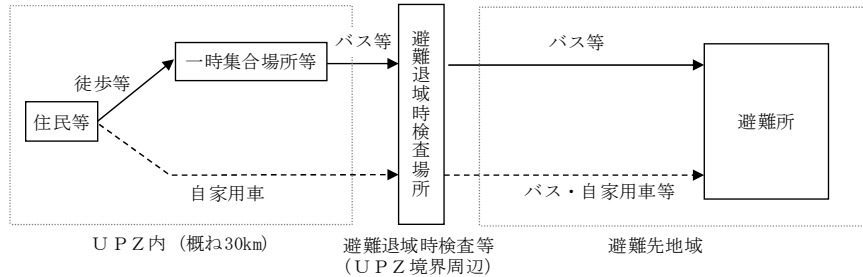
(i) PAZ内(5km圏)の場合



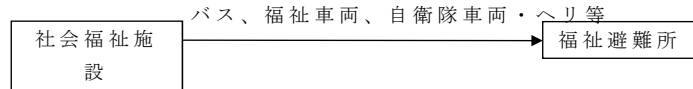
※ 放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等は、避難退域時検査を実施しない。

○ PAZ内からの避難は、自家用車により迅速に避難することを基本とし、自家用車を利用できない住民等については、所在県、関係周辺府県等が確保するバス等により避難する。



本文P	現 行	最終案 ※下線付き部分が今回修正箇所
16		<p>(ii) U P Z 内 (30km 圏) の場合</p>  <pre> graph LR     A[U P Z 内 (概ね30km)] -- 徒歩等 --&gt; B[一時集合同所等]     A -.-&gt; C[自家用車]     B -- バス等 --&gt; D[避難退域時検査場 (U P Z 境界周辺)]     C -.-&gt; D     D -- バス等 --&gt; E[避難所]     D -.-&gt; F[バス・自家用車等]     </pre>
17	<p>○ 避難による渋滞を抑制し、原子力施設に近い地域からの避難を確実に行うため、原則として、関係周辺市町村が設置する一時集結所等からバス等の公共輸送手段による集団避難を実施する。ただし、地域の実情や時間的制約等により、自家用車で避難が生じることも考慮する。</p> <p>○ バスか自家用車に関わらず、主要国道や高速道路を中心にあらかじめ設定した避難経路を使用する。</p> <p>○ 身体除染や被ばくの抑制、汚染拡大防止を目的として、避難経路上の 30km 圏外にスクリーニングの実施場所（スクリーニングポイント）を設置し、スクリーニング及び除染を実施する。</p> <p>○ 避難先市町村での避難者受入れを円滑に行うため、一旦避難経由所に集結した上で各避難所に移動する。ただし、大型施設を避難所とする場合は、直接避難所へ移動する。</p>	<p>○ <u>U P Z 内からの避難等については、渋滞を抑制し、原子力施設に近い地域からの避難等</u>を確実にを行うため、原則として、<u>当該市町が設置する一時集合同所等</u>からバス等による集団避難を実施する。ただし、地域の実情や時間的制約等により、自家用車で避難が生じることも考慮する。</p> <p>○ <u>P A Z 内又は U P Z 内において、自然災害等の発生により住民が孤立した場合には、空路や海路において、避難体制が整ってから避難等を実施する。</u></p>
17	<p><b>イ 災害時要援護者の避難</b></p> <p>災害時要援護者については、避難に伴うリスクを軽減するため十分な準備を行い、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早い段階から行い迅速な避難を実施する必要がある。</p>	<p><b>イ 避難行動要支援者の避難</b></p> <p><u>避難行動要支援者については、避難に伴うリスクを軽減するため十分な準備を行うとともに、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早い段階から行い、迅速な避難を実施する必要がある。</u></p> <p><u>P A Z 内においては、警戒事態で避難の準備を開始し、施設敷地緊急事態で避難を開始するが、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設に移動する。U P Z 内においては、施設敷地緊急事態で屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態で屋内退避を実施する。事態が進展し、避難等が必要となった際には、避難等を実施する。</u></p> <p><u>なお、所在県及び関係周辺府県は、医療機関入院患者、社会福祉施設入所者及び介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者について、府県内で避難先の施設や福祉避難所等を確保することを原則とするが、何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が使用できない場合などの時には、所在県及び関係周辺府県が受入先を調整する。</u></p> <p><u>また、所在県及び関係周辺府県は、管内市町村に対して、平時から避難行動要支援者の支援を担う自主防災組織や民生委員等との間で避難行動要支援者名簿を共有すると</u></p>

a) 社会福祉施設入所者・通所者

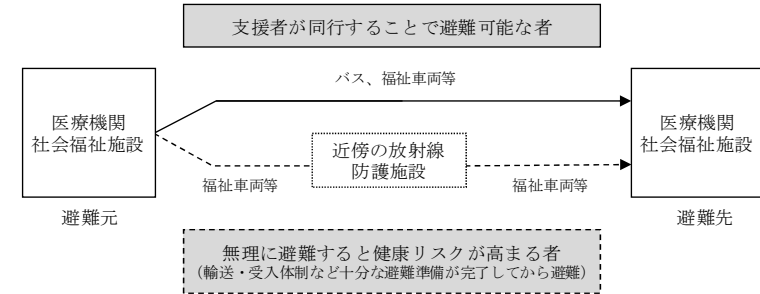


※ 社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

ともに、避難支援についての全体的な考え方を整理した全体計画及び一人ひとりの個別計画を策定するよう働きかける。

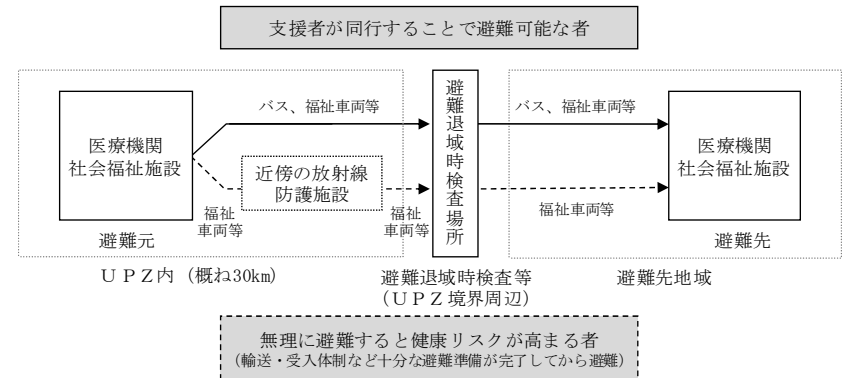
(ア)医療機関入院患者及び社会福祉施設入所者

(i) P A Z 内 (5km 圏) の場合



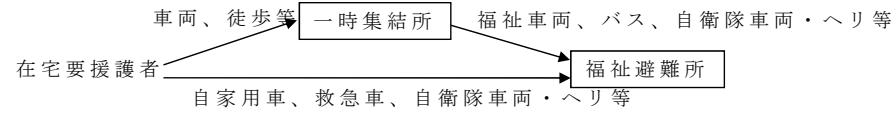
※ 放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等は、避難退域時検査を実施しない。

(ii) U P Z 内 (30km 圏) の場合



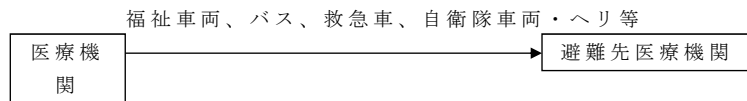
18

b) 在宅要援護者



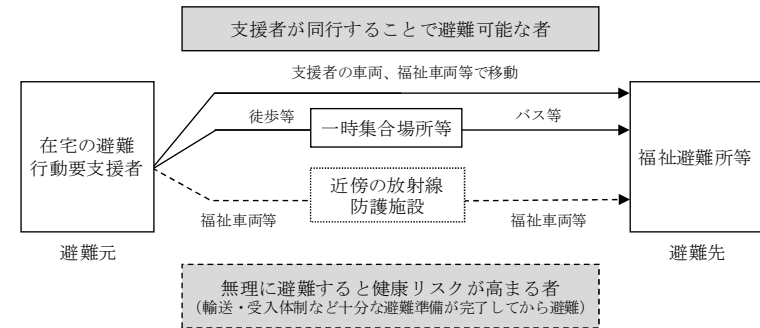
※ 心身の状況により社会福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院等の措置が必要な在宅要援護者については、当該措置を講じる。

c) 医療機関等入院患者



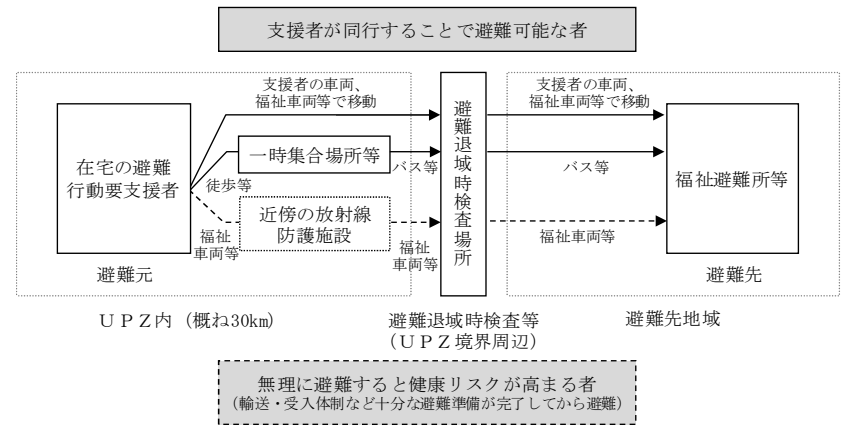
(イ) 在宅の避難行動要支援者

(i) PAZ内(5km圏)の場合



※ 放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等は、避難退域時検査を実施しない。

(ii) UPZ内(30km圏)の場合

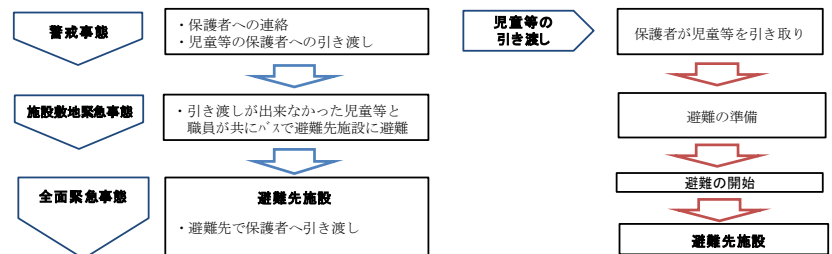


19

(ウ)学校・保育所等の児童等

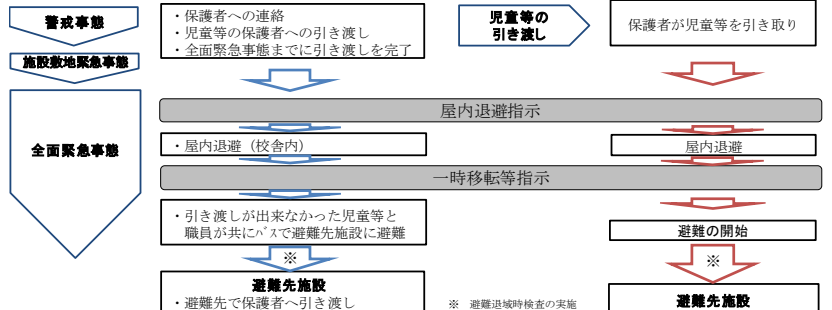
学校災害対策本部等は、警戒事態発生時、保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施する。

(i) P A Z 内 (5km 圏) の場合



※ 放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等は、避難退域時検査を実施しない。

(ii) U P Z 内 (30km 圏) の場合



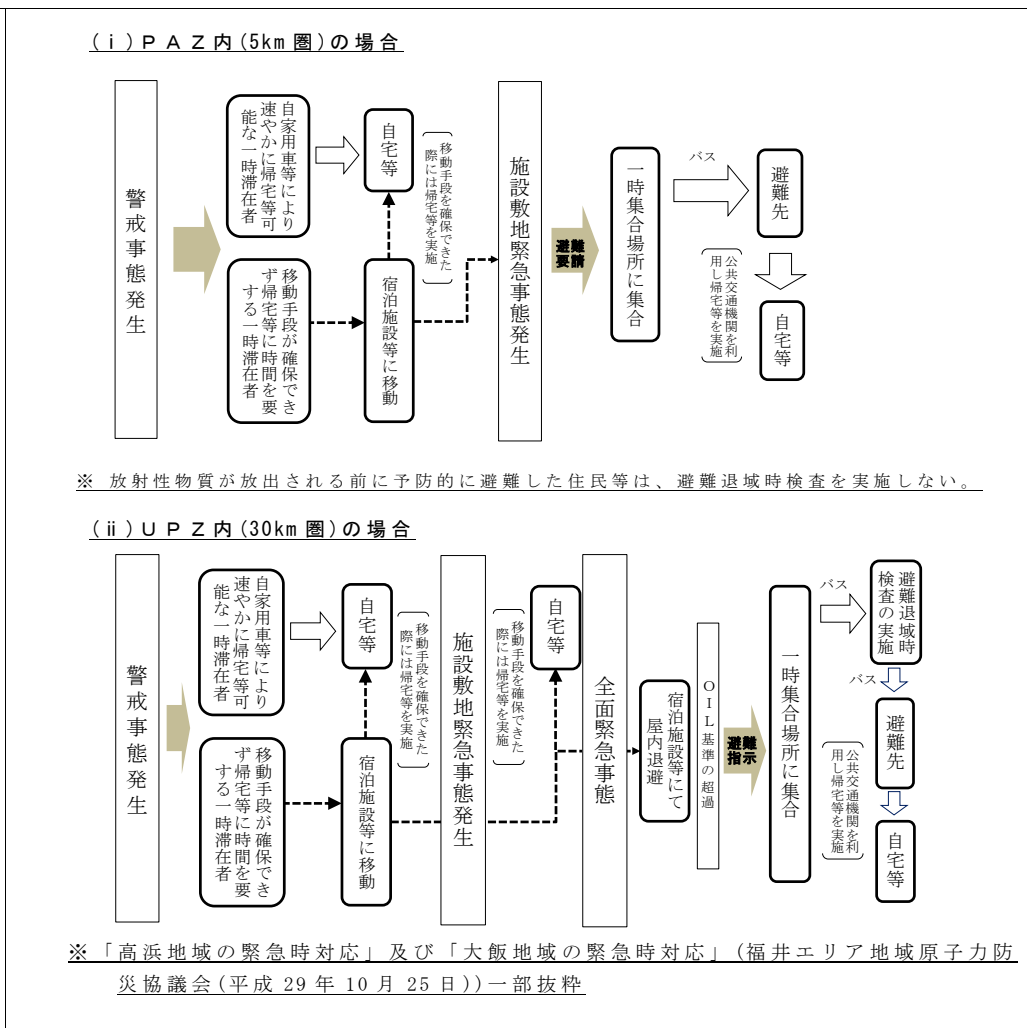
※ 「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」（福井エリア地域原子力防災協議会（平成 29 年 10 月 25 日））一部抜粋

ウ 一時滞在者

所在県及び関係周辺府県は、管内の関係市町と連携し、P A Z 内及び U P Z 内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により、区域外への移動等の呼びかけを実施する。

移動等に時間を要する一時滞在者は、宿泊施設等に移動し、P A Z 内では施設敷地緊急事態で避難を、U P Z 内では全面緊急事態で屋内退避を実施し、その後、O I L 基準の超過による避難等の指示により、避難等を実施する。

20



( 2 ) 広域避難体制の整備

③ 避難手段の確保

ア 関係周辺府県の対応

関係周辺府県は、関係周辺市町とともに、避難までの時間的余裕、避難が必要な地域とその人口、避難に要する時間等を考慮し、バス・鉄道等の公共交通機関、貸切バス、船舶等の使用を含めた移動方法を検討し、管内の交通事業者と協力を呼びかけ、災害時の連絡調整体制を整備する。

( 2 ) 広域避難体制の整備

③ 避難手段の確保

ア 所在県及び関係周辺府県の対応

所在県及び関係周辺府県は、管内の所在市町及び関係周辺市町とともに、避難までの時間的余裕、避難が必要な地域とその人口、避難に要する時間等を考慮し、バス・鉄道等の公共交通機関、貸切バス、タクシー、船舶等の使用を含めた避難手段を検討し、管内の輸送事業者等に協力を呼びかけ、災害時の緊急輸送体制を整備する。

なお、P A Z 内や U P Z 内の半島及び沿岸部、中山間地については、自然災害の

本文P	現 行	最終案 ※下線付き部分が今回修正箇所
23		<p><u>発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合には、臨時ヘリポートや漁港を活用し、ヘリコプターや船舶により空路や海路での避難等を実施する。空路や海路での避難態勢が整うまでは、放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難態勢が十分に整った段階で避難等を実施する。不測の事態により、確保した輸送能力で対応できない場合には、国の実動組織に支援を要請する。</u></p>
24	<p>④ 避難経路の設定</p> <p>ア 関係周辺府県の対応</p> <p>避難先、避難手段等を踏まえ、関係周辺府県及び関係周辺市町は、各府県警察本部や道路管理者等と協議のうえ、あらかじめ高速道路や国道などの幹線道路を中心に避難経路を設定する。</p>	<p>④ 避難経路の設定</p> <p>ア 所在県及び関係周辺府県の対応</p> <p>避難先、避難手段等を踏まえ、<u>所在県及び関係周辺府県は、管内の所在市町及び関係周辺市町と連携し、各府県警察本部や道路管理者等関係機関と協議のうえ、あらかじめ高速道路や国道などの幹線道路を基本ルートとして避難経路を設定するとともに、自然災害等により道路等が使用できない場合等を想定し、代替経路を設定する。</u></p> <p><u>なお、避難を円滑に行うための渋滞対策として、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、所在県、関係周辺府県等及び府県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制等の体制を整備する。</u></p>
27	<p>8 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 住民等に提供すべき情報の整理</p> <p>広域連合及び構成団体・連携県は、国、原子力事業者と連携し、市町村の協力を得ながら、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておく。</p> <p>また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の広域連合、府県・市町村の役割の明確化に努める。</p> <p>(4) 災害時要援護者等への情報伝達体制の整備</p> <p>構成団体は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び市町村と連携し、高齢者、障害者、外国人、妊産婦、入院患者などの災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。</p>	<p>9 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 住民等に提供すべき情報の整理</p> <p>広域連合、<u>構成団体及び</u>連携県は、国、原子力事業者と連携し、市町村の協力を得ながら、<u>警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態</u>発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズ等に応じた具体的な内容を整理しておく。</p> <p><u>なお、広域連合は、情報中継機能としての役割を果たすべく、国、所在県等から収集した情報を、迅速かつ的確に構成団体及び連携県等へ伝達するよう努める。</u></p> <p>また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の広域連合、府県、<u>市町村の役割の明確化を図る。</u></p> <p>(4) <u>避難行動要支援者等への情報伝達体制の整備</u></p> <p>構成団体は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び市町村と連携し、<u>避難行動要支援者及び一時滞在者</u>に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。</p> <p><u>また、構成団体は、災害時に外国人観光客などへ災害情報を多言語で伝達するため、協定の締結、協議会の設置、連絡網整備など関係機関との協力体制の構築に努める。</u></p>
28		<p>10 自助・共助の取組の推進</p> <p>広域連合及び構成団体は、自然災害と同様、平常時から避難に備えた食料等の備蓄、避難訓練への参加など、住民の自助・共助の取組を推進する。</p> <p><u>(その他の取組事例)</u></p> <p><u>・放射線や原子力災害に関する知識の習得、災害情報入手方法や避難経路等の確認、避難行動要支援者の避難支援など</u></p>

本文P	現 行	最終案 ※下線付き部分が今回修正箇所
28	<p>9 住民等に対する知識の普及啓発</p> <p>&lt;UPZ圏内&gt;</p> <p>① 放射性物質及び放射線の特性に関すること</p> <p>② 原子力施設の概要に関すること</p> <p>③ 原子力災害とその特性に関すること</p> <p>④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</p> <p>⑤ 緊急時に府県市や国等が講じる対策の内容に関すること</p> <p>⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること</p> <p>⑦ 災害時要援護者への支援に関すること</p> <p>⑧ 緊急時にとるべき行動に関すること</p> <p>⑨ 避難所での運営管理、行動等に関すること</p>	<p>11 住民等に対する知識の普及啓発</p> <p>&lt;UPZ内&gt;</p> <p>① 放射性物質及び放射線の特性に関すること</p> <p>② 原子力施設の概要に関すること</p> <p>③ 原子力災害とその特性に関すること</p> <p>④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</p> <p>⑤ 緊急時に府県市や国等が講じる対策の内容に関すること</p> <p>⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること</p> <p>⑦ <u>避難行動要支援者への支援に関すること</u></p> <p>⑧ 緊急時にとるべき行動に関すること</p> <p>⑨ <u>放射性物質が大気中に放出された後の広域避難にあたっては、必ず避難退城時検査場 所を通過すること</u></p> <p>⑩ 避難所での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(参考)</p> <p><u>所在県及び関係周辺府県は、広域避難に関し、次の例を参考に、住民への広報を図るよう努める。</u></p> <p><u>なお、避難先府県は、管内の住民が正しい知識を身につけることができるよう、所在県及び関係周辺府県と協力・連携し、普及啓発に努める。</u></p>
29		
29		

本文 P	現 行	最終案 ※下線付き部分が今回修正箇所
36	<p>Ⅲ 災害への対応</p> <p>【初動段階・応急対応段階】</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>(3) 原子力緊急事態宣言発出段階</p> <p>① 災害対策本部の設置</p>	<p style="text-align: center;"><b>広域避難の心得</b></p> <p>広域避難を行うにあたっては、避難元、避難先の住民それぞれの理解により円滑に実施できるよう平時から取組を進める必要があります。</p> <p>【広域避難を行う地域のみなさんへ】</p> <p>① 国や自治体の出す避難指示等に従い落ち着いて行動しましょう。</p> <p>② テレビ、ラジオ、行政無線、インターネット等により、正しい情報を得ることが大切です。</p> <p>③ 放射性物質が体に付着したり、吸い込んだりすることを防ぐため、長袖の上着、長ズボン、レインコート、マスクなどを着用しましょう。</p> <p>（ハンカチを4回おりたたみ、口にあてるだけで94%の体内吸入防止効果があるといわれています。）</p> <p>④ 近所で、できるだけ声をかけあい、まとまって行動するようにしましょう。</p> <p>⑤ 放射性物質が大気中に放出された後に、広域避難を行う場合は、避難退域時検査場所（スクリーニングポイント）を必ず通過し、避難退域時検査及び簡易除染を受け、避難元府県が発行する通過証を受け取り、広域避難先の避難所に向かいましょう。</p> <p>（避難退域時検査及び簡易除染は、避難者本人の健康管理のために行われるもので、専門的な医療が必要と判断されれば、指定された原子力災害医療機関へ搬送されます。）</p> <p>⑥ 広域避難先での避難所生活では、できるだけ、住民による避難所の自主運営を目指しましょう。</p> <p>⑦ 家族等の安否確認の方法をあらかじめ、決めておきましょう。</p> <p>【広域避難を受け入れる地域のみなさんへ】</p> <p>① 広域避難を受け入れる避難先の住民の皆さんは、放射性物質について、正しい知識を身に着け、落ち着いて適切な対応を取りましょう。</p> <p>② 広域避難元と避難先において、相互理解に努めましょう。</p> <p>Ⅲ 災害への対応</p> <p>【初期対応段階】</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>(3) 全面緊急事態</p> <p>① 災害対策本部の設置</p> <p>イ 災害対策（支援）調整会議の開催</p> <p>各構成団体間において情報共有を図るため、各構成団体の広域防災局参与（危機管理監等）又は参与の指定する職員を構成メンバーとする会議をTV会議システム等を活用し、必要に応じて開催する。</p>



本文 P	現 行	最終案 ※下線付き部分が今回修正箇所
38		<p>2 屋内退避、避難収容等の防護活動  (1) 屋内退避、避難等の防護活動の実施  ① 所在県及び関係周辺府県の対応</p> <p>ウ <u>複合災害時における屋内退避について</u>  <u>国、構成府県等が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中、地震等の自然災害が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への屋内退避の継続が困難な場合には、人命最優先の観点から、より安全な、市町が開設するUPZ内の別の指定避難所等やUPZ外の避難所へ速やかに避難を実施する。</u></p> <p>エ <u>特別警報等発令時における屋内退避</u>  <u>暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、避難等よりも屋内退避を優先する。天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難等を実施する。</u></p> <p>② 広域連合及び構成団体、連携県の対応</p>
39	<p>② 広域連合及び構成団体、連携県の対応</p> <p>ウ その他の広域的な対応  (避難者への物資の供給)</p> <p>広域連合は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需品等の物資の供給について、所在県及び関係周辺府県から供給の要請があった場合は、構成団体、連携県と連携し、必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配できるよう調整する。</p> <p>また、企業・団体等から義援物資の提供希望があった場合についても、広域連合は、所在県及び関係周辺府県のニーズに応じた提供物資の供給・分配を調整する。</p> <p>なお、物資のニーズ情報が得られない場合でも、事故状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、所在県、関係周辺府県等からの要請がなくても物資を確保し送り込む「プッシュ型」の物資供給を遅滞なく判断する。</p>	<p>ウ その他の広域的な対応  (避難者への物資の供給)</p> <p>広域連合は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需品等の物資の供給について、所在県及び関係周辺府県から供給の要請があった場合は、構成団体、連携県と調整し、必要な物資を調達・確保するとともに、<u>物流事業者、流通事業者、メーカー事業者等と連携し、物資が迅速に避難者へ届くよう「緊急物資円滑供給システム」を活用する。</u></p> <p>企業・団体等から<u>広域連合に対し義援物資の提供の申し出</u>があった場合は、所在県及び関係周辺府県のニーズに応じ、<u>提供物資の供給・分配を調整する。</u></p> <p><u>また、被災府県が複数にまたがる場合において、関西災害時物資供給協議会に参画する企業等に物資供給を依頼するときは、重複依頼を防ぐため、窓口の一本化を図る。</u></p> <p>なお、物資のニーズ情報が得られない場合でも、事故状況、避難者数等の可能な限りの入手情報等に基づき、所在県、関係周辺府県等からの要請がなくても物資を確保し送り込む「プッシュ型」の物資供給を遅滞なく判断する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【緊急物資円滑供給システムの概要】</b></p> <p>民間事業者の参画のもと大規模災害時に被災者に緊急物資を円滑に供給する仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災自治体の災害対策本部事務局内に、<u>物流専門組織を設置</u></li> <li>・<u>物流専門組織に対し、倉庫協会、トラック協会等から専門家の派遣支援を受ける。</u></li> <li>・<u>物資拠点は、物流事業者に運営を委託</u></li> <li>・<u>弁当等の日配品については、各拠点を經由せず、製造業者等から避難所への直送など、輸配送時間を短縮したルートを構築</u></li> <li>・<u>避難所までの配送は、宅配業者等に委託</u></li> </ul> </div>

40

(2) 安定ヨウ素剤の予防服用

所在県及び関係周辺府県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、直ちに服用対象の住民等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

なお、広域連合及びUPZ外の構成団体の対応については、今後、改定される指針に基づき検討する。

③ 国の対応

地域レベルで対応が困難な場合、国は、所在県、関係周辺府県等からの支援要請を踏まえ、全国規模の実動組織による支援を実施する。

○実動組織の広域支援体制

組 織	支 援 内 容	説 明
自衛隊	災害派遣・原子力災害派遣	全国の陸・海・空の自衛隊による支援
消防	緊急消防援助隊	全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援
警察	警察災害派遣隊	全国の都道府県警察による支援
海上保安庁	巡視船艇・航空機の派遣	全国の管区海上保安本部による支援

(2) 安定ヨウ素剤の予防服用

指針を踏まえ、所在県及び関係周辺府県は、管内の所在市町及び関係周辺市町と連携し、医療機関の協力を得て、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。

なお、安定ヨウ素剤に不足が生じた場合は、広域連合が原子力事業者と締結する貸与に関する覚書に基づき安定ヨウ素剤を確保するとともに、国が備蓄<sup>※1</sup>する安定ヨウ素剤の提供を受ける。

※1 国は全国に合計 200 万丸（成人 100 万人分）の安定ヨウ素剤を備蓄

① PAZ内

全面緊急事態に至った時点で、原子力規制委員会の判断に基づき、原子力災害対策本部又は所在県、関係周辺府県等が、住民等に対し安定ヨウ素剤の服用の指示を出す。住民等は服用の指示に従い事前配布等されている安定ヨウ素剤を服用する。

② UPZ内

全面緊急事態に至った後に、原子力規制委員会が原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難等と併せた防護措置として、服用が必要と判断した場合は、原子力災害対策本部又は所在県、関係周辺府県等が、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用の指示を出す。事前に配布されている地域の住民等は、服用の指示に従い安定ヨウ素剤を服用する。事前配布されていない地域の住民等は、所在県及び関係周辺府県が、管内の所在市町及び関係周辺市町と連携して、備蓄場所から搬出し配布する安定ヨウ素剤を服用する。

③ UPZ外

指針では、屋内退避によってプルーム通過時の影響を低減できることから、プルーム通過時の防護措置としての安定ヨウ素剤の服用を求めている。

本文P	現 行	最終案 ※下線付き部分が今回修正箇所
53	<p><b>6 緊急被ばく医療</b></p> <p>(1) 緊急搬送の要請への対応</p> <p>広域連合は、所在県及び関係周辺府県から重篤な被ばく者の二次または三次被ばく医療機関への搬送について要請があった場合は、速やかに構成団体・連携県と連携し、搬送手段の確保を行うとともに、国に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。</p> <p><b>7 住民への的確な情報伝達</b></p> <p>(1) 住民への情報提供・広報の実施</p> <p>② 住民のニーズに即した情報の提供</p> <p>広域連合及び構成団体・連携県は、住民等のニーズを把握し、原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等)、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺地域の住民等に役立つ正確かつ詳細な情報を、災害対応のフェーズや場所に応じて適切に提供する。</p> <p>なお、その際、住民の安心感の醸成に資するよう配慮するとともに、災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に確実に情報が伝わるよう配慮する。</p>	<p><b>6 原子力災害医療</b></p> <p>(1) 緊急搬送の要請への対応</p> <p>広域連合は、所在県及び関係周辺府県から重篤な被ばく者の原子力災害拠点病院、<u>高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター</u>への搬送について要請があった場合は、速やかに構成団体及び連携県等と連携し、搬送手段の確保を行うとともに、国に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。</p> <p><b>7 住民への的確な情報伝達</b></p> <p>(1) 住民への情報提供・広報の実施</p> <p>② <u>住民等の</u>ニーズに即した情報の提供</p> <p>広域連合、構成団体<u>及び</u>連携県は、住民等のニーズを把握し、原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況、<u>緊急時</u>モニタリングの結果等)、安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性核種濃度の<u>測定結果</u>及び出荷制限等の状況、関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺地域の住民等に役立つ正確かつ詳細な情報を、災害対応のフェーズや場所に応じて適切に提供する。<u>広域連合は、特に広域避難先の住民が求める情報などを中心に情報発信に努める。</u></p> <p>なお、その際、住民の安心感の醸成に資するよう配慮するとともに、<u>避難行動要支援者</u>、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に確実に情報が伝わるよう配慮する。</p> <p><u>また、構成団体及び連携県は、多言語支援のための関係機関と連携し、外国人観光客などへ災害情報を多言語で提供するよう努める。</u></p>
54		